

「いじめ」への指導・支援体制

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）より抜粋

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などの人的関係を表す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりするなど意味する。けんかは除く。

